



日本学生支援機構奨学金

令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する奨学金等の手続きについて

令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害救助法が適用された地域において家計急変が生じた世帯の学生で、奨学金を希望する方は学生支援課にご相談ください。

なお、上記以外の災害救助法（別紙「災害救助法の適用地域について」参照）が適用された地域の世帯の学生で、家計の急変が生じたため、奨学金を希望する方もご相談ください。

また、日本学生支援機構では災害にあわれた学生向けに「JASSO災害支援金」（10万円給付・返還なし）の制度を用意しております。HPを確認の上、申請を希望する場合は、学生支援課にご相談ください。

（URL：<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>）

◆災害救助法適用地域及び適用日

別紙参照

※適用地域の詳細は日本学生支援機構ホームページにてご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 次の場合も適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、
同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

◆申請に必要な書類

罹災証明書 等

◆お問合せ先

学務部学生支援課

メール：gakushi-shougaku@chiba-u.jp



上記の外、家計急変（家計支持者の死亡、失職等）の事由が発生してから、3か月以内の家計急変採用（給付奨学金）、12か月以内の緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の申込みも受け付けております。

日本学生支援機構奨学金等の詳細については大学HPをご参照ください。

（「千葉大学 奨学金制度」で検索してください。）

災害救助法の適用地域について

令和7年4月4日更新

◆令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害救助法適用地域（令和7年3月）

愛媛県	今治市、西条市（法適用日：令和7年3月23日）
-----	-------------------------

◆令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害救助法適用地域（令和7年2月）

岩手県	大船渡市（法適用日：令和7年2月26日）
-----	----------------------

◆令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害救助法適用地域（令和7年2月）

新潟県	南魚沼市（法適用日：令和7年2月20日）
青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡鯨ヶ沢町、中津軽郡西目屋村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町（法適用日：令和7年2月25日）

◆流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害救助法適用地域（令和7年2月）

埼玉県	八潮市（法適用日：令和7年1月29日）
-----	---------------------

◆令和7年2月4日からの大雪にかかる災害救助法適用地域（令和7年2月）

福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町（法適用日：令和7年2月7日） 岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町（法適用日：令和7年2月9日） 郡山市（法適用日：令和7年2月10日）
新潟県	長岡市、東蒲原郡阿賀町（法適用日：令和7年2月7日） 十日町市、魚沼市（法適用日：令和7年2月9日） 上越市、中魚沼郡津南町（法適用日：令和7年2月10日） 妙高市（法適用日：令和7年2月12日）

※家計急変の事由が生じてから12か月以内に申込みができます。

全ての対象地域は日本学生支援機構ホームページからご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>